



令和元年 (2019年) 5月23日(木)

No. 14934 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
【電話】03-3535-3052 【FAX】03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) 【電話】06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 (税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆私的違法ダウンロードに関する

改正法案の問題点(上).....(1)

☆知的財産研修会(データとAIの契約実務)(7)

私的違法ダウンロードに関する
改正法案の問題点(上)

高樹町法律事務所

弁護士 桑野 雄一郎

1 はじめに

著作権法上は私的使用目的の複製行為(30条1項)は複製権(21条)の侵害とはならないとされているが、私的違法ダウンロード(30条1項3号)についてはその適用はなく、複製権を侵害するものとされ、本来の複製権侵害(119条1項)よりは軽いとはいえ

罰則(同条3項)も設けられている。

現在の著作権法において私的違法ダウンロードとされるのは音声、音楽及び動画・映画等の「録音又は録画」に限定されているが、近年のインターネット上の海賊版の著作権侵害による被害の深刻化を受け、これを「録音又は録画」以外の複製行為に、そして対象となる著作物も静止画、写真、イラスト、文書等のあらゆる著作物に拡張することが提案され



特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

TOKYO WTC HARAKENZO
45th Anniversary in 2021

会長 弁理士:原 謙三
所長 弁理士:福井 清

- List of attorneys and patent agents: 副所長 弁理士:黒田 敏朗, 副所長 弁理士:今野 信二, 副所長 弁理士:藤田けんじろう, 副所長 弁理士:長谷川 和哉, 副所長 弁理士:村上 尚, 大阪法務部長 弁理士:八谷 晃典, 東京法務部長 弁理士:石黒 智晴, 外国専門部長 弁理士:岡部 泰隆, 特別顧問 弁理士:小池 隆彌, 弁理士:山口 充子, 弁理士:松村 一城, 弁理士:野山 孝, 弁理士:木村 佳宏, 弁理士:中尾 守男, 弁理士:須賀 孝, 弁理士:鶴田 健太郎, 弁理士:村橋 麻衣子, 弁理士:西山 泰生, 弁理士:山本 輝, 弁理士:髭 善彰, 弁理士:山崎 由貴, 弁理士:塩川 信和, 弁理士:川人 正典, 弁理士:青野 直樹, 弁理士:山下 広大, 弁理士:淵岡 栄一郎, 弁理士:長尾 誠, 弁理士:鷺見 祥之, 弁理士:竹野 直之, 弁理士:五味多 千明, 弁理士:武田 憲学, 弁理士:菅田 文子, 弁理士:西田 佳子, 弁理士:五位野 修一, 弁理士:樋口 智太郎, 弁理士:夫馬 直樹, 弁理士:森山 志宏, 弁理士:黒河 浩美, 弁理士:北岡 駿, 弁理士:伊藤 茂裕, 弁理士:宮坂 友梨, 弁理士:八木下 葉子, 弁理士:桑原 かほり, 弁理士:杉本 卓哉, 中国弁理士:包 金成, 中国弁理士:孫 欧, WTC法務部長 岡部 泰隆, EPO法務部長 八谷 晃典, UK法務部長 新井 孝政, 中国法務部長 ユング アルフ, 中国法務部長 入澤 朋子, 中国法務部長 孫 欧, 中国法務部長 張 軫, 中国法務部長 吉田 良子, 中国法務部長 藤田 健太郎, 中国法務部長 小川 栄一, 中国法務部長 川人 正典, 中国法務部長 武田 由貴, 中国法務部長 山崎 千明, 中国法務部長 五味多 千明, 中国法務部長 池田 抄太郎

東京本部 〒105-6121 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル21階
TEL:03-3433-5810 FAX:03-3433-5281 iplaw-tky@harakenzo.com
大阪本部 〒530-0041 大阪市北区天神橋2-北2-6 大和南森町ビル
TEL:06-6351-4384 FAX:06-6351-5664 iplaw-osc@harakenzo.com
広島事務所 〒730-0032 広島市中区立町2-23 野村不動産広島ビル4階
TEL:082-545-3680 FAX:082-243-4130 iplaw-hsm@harakenzo.com
名古屋事務所 〒453-6109 名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート9階
TEL:052-589-2581 FAX:052-589-2582 iplaw-ngy@harakenzo.com

当事務所のホームページ http://www.harakenzo.com 最新のIP情報を掲載中(随時更新) <総務約250名>

るに至った。

本年2月に発表された文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の報告書<sup>1</sup>において「違法にアップロードされた著作物(著作権法がそのような形で情報流通を許容していないもの)から私的使用目的で便益を享受しようとするユーザーの行為は広く一般的に許容されるべき正当性があるか否か疑義のあるものであることを前提として、漫画をはじめとする幅広い分野の著作物に係る被害実態や二次的な拡散防止の必要性、諸外国の取扱い、未然防止の必要性等を踏まえ、著作物の種類・分野による限定を行うことなく、広くダウンロード違法化の対象範囲に含めていくべきとの方向性については、概ね共通認識が得られた」ことが「基本的な考え方」として示され、その後文化庁は令和2年1月からの施行を目指す著作権法改正法案の中に私的違法ダウンロードの対象拡大を盛り込んだ(以下「改正法案」という)。しかしこの改正法案についてはネットを中心に各界から批判が相次いだこともあり、国会への提出が先送りされることとなった。併せて、本稿では取り上げないが、海賊版サイトに誘導するいわゆるリーチサイトを規制する改正法案も先送りとなり、被害が拡大しているインターネット上の海賊版による著作権侵害への対策は急務であるにもかかわらず、今国会において有効な対応策がとられる可能性はなくなった。

この改正法案については、ネット上をはじめ、各界から様々な意見、また文化庁の改正法案に対する修正案が出たものの、いずれも刑事罰の対象となる特別刑法であることを前提とした刑罰法規としての観点からの議論が十分なされたとはいえない面がある。私的違法ダウンロード拡張法案はあくまでも先送りであるから、来年以降改めて法案として議論される可能性があることに加え、今後は私的違法ダウンロードの拡張以外にも、リーチサイトに対する規制を含め、著作権法に関連して罰則の改正が議論される場面は多くなると思われる。そこで、本稿では今回先送りになった改正法案及びそれをめぐる著作権法上の議論を刑事法の観点から改めて分析することとする。

## 2 前提～私的違法ダウンロードに関する現在の著作権法の規定

上述のとおり著作権法は、著作物を複製しても複製権(21条)侵害とならない場合として私的使用目的のための複製に該当する場合を定めている(30条1項)。また、私的使用目的のための複製に該当する場合は、著作物を翻訳、編曲、変形又は翻案等により利用することもできると定めている(47条の6第1項)。その結果、かかる行為は翻訳権、翻案権等(27条)の侵害にもならないこととなる。但し、当該私的使用目的の複製が30条1項各号に該当する場合は例外とされているため、私的使用目的であっても複製権を侵害すると共に、翻訳、編曲、変形又は翻案等の行為も翻訳権、翻案権等を侵害することとなる。

このように私的使用目的の複製等であっても複製権等を侵害することになる場合の一つとして、30条1項3号は、「著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合」を定めている(下線部は後述する改正法案との対比の便宜上加筆したものである。)。これがいわゆる私的違法ダウンロードであり、平成22年1月1日に施行された平成21年法律第52号による改正により追加されたものである。本号に該当する複製行為は、複製権を侵害することになるので、損害賠償(民法709条)、差止請求(112条1項)、名誉回復措置(115条)等の民事上の責任と共に、いわゆる権利侵害罪として、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその併科という刑事上の責任が生じるべきものである(119条1項)。しかし、改正当初は、この119条1項からは31条1項各号に該当する結果複製権を侵害することとなる場合が適用対象から除外されていたため、私的違法ダウンロードについては罰則の適用がなかった。

ところが、その後平成24年10月1日に施行された平成24年法律第43号により、119条3項として「第30条第1項に定める私的使用の目的をもつて、録音録画有償著作物等(録音され、又は録画された著作物…(著作権…の目的となつているものに限る。))であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの(その提供又は提示が著作権…を侵害し

ないものに限る。)をいう。)の著作権…を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権…の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権…を侵害した者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」(便宜上著作権隣接権に関する部分を割愛し、また後述後述する改正法案との対比の便宜上下線を加筆している。)との規定が追加された結果、私的違法ダウンロードのうち一定の行為に対し罰則が適用されることとなった。

この罰則が適用される私的違法ダウンロードの対象となる著作物は、「録音録画有償著作物等」とされており、その定義の詳細は後述するが、「録音又は録画された著作物」とされていることから、音声、音楽、及び映像・映画のように、経時的な変化を伴う著作物に限定されている。

### 3 今回見送りとなった改正法案とそれを巡る議論

(1) 今回見送りとなった改正法案の内容は、以下のとおりである。

① 30条1項3号を以下のように改正する(下線部が改正部分である)。

著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の複製(以下この号及び次項において「特定侵害複製」という。)を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合

② 30条2項として以下の規定を追加する。

前項3号の規定は、特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならない。

③ 119条3項として以下の規定を追加する(便宜上著作権隣接権に関連する部分を割愛している)

第30条1項に定める私的使用の目的をもって、著作物…(著作権…の目的となっているものに限る。)であつて有償で公衆に提供され、又は提示されているもの(その提供又は提示が

著作権…を侵害しないものに限る。)の著作権(第28条に規定する権利を除く。以下この条において同じ。)を侵害する自動公衆送信…(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきもの…を含む。)を受信して行うデジタル方式の複製(以下のこの条において「有償著作物等特定侵害複製」という。)を自ら有償著作物等特定侵害複製であることを知りながら行って著作権…を侵害する行為を継続的に又は反復して行った者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

④ 119条4項として以下の規定を追加する。

前項に規定する者には、有償著作物等特定侵害複製を、自ら有償著作物等特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行って著作権又は著作権隣接権を侵害する行為を継続的に又は反復して行った者を含むと解釈してはならない。

非常に複雑な条文となっているが、テクニカルな用語の点を除くと、主な改正点は、①私的違法ダウンロードの対象となる行為を複製から録音・録画を複製に拡張したこと、②その結果、(文言上は改正はないが)対象となる著作物が音声、音楽、及び映像・映画のように、経時的な変化を伴う著作物に限定されないこととなったこと、③28条に規定する権利を侵害する場合を除外したこと、④重大な過失により知らないで行う場合は除外される旨が明記されたこと、という点である。このほか、罰則適用の要件としては私的違法ダウンロードのうち、有償著作物等に関する場合だけが罰則の対象となる点などは改正前のままであるが、⑤複製行為を継続的に又は反復して行うことが要件として追加されている。この改正法案における私的違法ダウンロード及び罰則適用の主観的要件と客観的要件をまとめると、【図1】のとおりである。

(2) このように、私的違法ダウンロードの拡張が議論されていることが明らかになると2019年2月19日には法学者らが、①ダウンロード違法化の対象範囲について立法措置を図るに際しては、さらに慎重な議論を重ねる必要がある、②少なくとも、民事的規制及び刑事罰のいずれについても、規制対象を被害実態の明らかになっている海賊版対策

【図1】改正法案の概要

	私的違法ダウンロードの要件	罰則適用の要件
客観面	特定侵害複製 (§ 30 I ③) <b>【著作物】</b> 無限定 <b>【著作権】</b> 無限定	有償著作物等特定侵害複製 (§ 119 III) <b>【著作物】</b> 有償で公衆に提供/提示されているものに限定 <b>【著作権】</b> § 28を侵害するものを除外 <b>【行為態様】</b> 継続的に又は反復して行うことを追加
主観面	特定侵害複製/有償著作物等特定侵害複製であることを <u>知りながら</u> 行う場合に限定 (§ 30 I ③/§ 119 III)	
	特定侵害複製/有償著作物等特定侵害複製であることを <u>重大な過失により知らないで</u> 行う場合を含むものと解釈してはならない (§ 30 I ③/§ 119 IV)	

に必要な範囲に客観的な要件により限定し、刑事罰についてはその萎縮の効果の大きさ遺憾が見てさらなる限定を行うことが不可欠である等の緊急声明を発表した<sup>2</sup>。その後も各界から異論を唱える反響が続いた結果<sup>3</sup>、冒頭で述べたとおりこの改正法案の国会への提出が見送られることとなった。

この改正法案に対する意見の大勢は、海賊版対策の必要性自体は否定しないものの、私的違法ダウンロードの適用範囲を拡張するという方法は適切でないというものであり、その理由は、音声、音楽、及び映像・映画のように、経時的な変化を伴う著作物以外の著作物の違法配信及びその複製行為は広く一般的に行われており、その中には著作権者に対する不利益も大きくないもの、また二次創作などのために容認されるべきものも含まれているので、これらを全て違法とし、また処罰対象とするべきではないということであった。

前者の関係では、「原作のまま」や「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」といった、後述するとおり少なくとも罰則との関係ではあまり意味があるとは思えない要件が提唱されていた。また、後者の関係では、例えば二次創作のための資料として収集する行為のように、そもそも私的使用目的の複製には該当せず、従って法改正如何に関わらず著作権侵害に該当すると考えられる行為や、引用(32条1項)のように、私的使用目的の複製以外の例外規定により正当化される結果、法改正如何に関わらず著作権侵害に該当しない行

為がこの改正法案により違法となることの不都合を指摘するといった、著作権法に関する必ずしも正確とはいえない理解を前提としたものも少なかつた。

他方、改正法案を出した文科省側も、28条に規定する権利を侵害する場合を除外することで二次創作に配慮している、特定侵害複製や有償著作物等特定侵害複製であることを「知りながら」行う場合に限定をすると共に「重大な過失により知らないで」行う場合は明確に除外することで適用範囲を適切に限定しているとの、後述するとおり少なくとも罰則に関する限りは合理性のない説明に終始していた。

このように、様々な議論が展開されていたにもかかわらず、特に罰則に関する限りは適切な問題意識に基づく議論の深まりはみられなかったといつてよいのが実情である。以下では改正法案の問題点について、刑罰法規としての著作権法という観点から検討することにする。

#### 4 改正法案の問題点1～私的違法ダウンロードに対する罰則適用の問題点

- (1) 今回問題となったのは私的違法ダウンロードの適用範囲の拡張であるが、その前提として、私的違法ダウンロードに対して罰則を適用している現行法の問題点が十分に的確に認識されているとはいえないと考えられるので、まずこの点を確認



することとする。

現行法の私的違法ダウンロードは、上述のとおり、著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合であるが、そのうち罰則が適用されるのは、対象が録音録画有償著作物の場合だけである。

私的違法ダウンロードを違法とし、さらに一定の場合に罰則を適用することについては、私的違法ダウンロードがPCやスマートフォンといった、広く国民に普及し、日常生活に浸透している道具を用いて極めて容易にできること、実際にもかなり広範に行われており、必ずしもそれが著作権者に対して重大な不利益をもたらしているものばかりではないことから、批判的な見解も多かった。また、動画配信サイトのように適法な配信と違法な配信が混在しているサイトからのダウンロードなど、違法配信されているかどうかは必ずしも明確ではないコンテンツのダウンロードを違法とし、処罰対象とすることに対する懸念も多く示されていた。私的違法ダウンロードについて、「その事実を知りながら行う場合」だけを違法とし、また罰則が適用される場合を録音録画有償著作物に限定したのは、これらの指摘を踏まえてのことである。

「その事実を知りながら行う場合」という要件にどれほどの意味があるのかが疑問であることは後述するが、特に罰則についてこれらの議論が問題としているのは、処罰範囲をいかに適正に画するかという点であった。しかし、そのことの意味は否定しないが、罰則について議論する際に注意すべきことは、最終的に処罰されるかということだけではない。

- (2) 刑事訴訟法は、「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする」(189条2項)、「検察官は、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができる。」(191条1項)と定めており、捜査機関である司法警察職員や検察官が犯罪がある、あるいは必要があると判断した際には捜査に着手することを認めている。そして、強制捜査のうち搜索差押(218条1項)の要件は「犯罪の捜査をするについて必要が

あるとき」である。また、通常逮捕(199条1項)の要件は、「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるとき」であり、「被疑者の年齢及び境遇並びに犯罪の軽重及び態様その他諸般の事情に照らし、被疑者が逃亡する虞がなく、かつ、罪証を隠滅する虞がない等明らかに逮捕の必要がないと認めるとき」を除き、逮捕状が発付されることとされている(刑事訴訟規則143条の3)。

私的違法ダウンロードは、その多くが個人の私生活の一環として行われるものであり、その私用に供されるPCやスマートフォンも私的違法ダウンロードを行ったことが疑われる被疑者の私有物である。従って、そのPCやスマートフォンの廃棄、データの削除等といった罪証隠滅は極めて容易であるから、捜査の初期段階において、逮捕はともかく、少なくとも搜索差押という強制捜査により証拠の保全を図るのは常識的な捜査手法ということになる。

著作権侵害行為に対する捜査については、漫画作品「ハイスコアガール」にゲームのキャラクターを登場させたことの著作権侵害の成否が問題となった、いわゆるハイスコアガール事件において、ゲーム会社からの刑事告訴を受けた大阪府警が2014年8月5日に漫画の出版社等に対して搜索差押を行ったことが、その当時、当事者双方が代理人を立てて交渉中であつたこともあり、非常に衝撃的な事件として報道され、明治大学知的財産法政策研究所は、2014年12月22日に法学者や漫画研究者など26人の連名で「適法な引用(著作権法32条)に該当する可能性などがあり、著作権を侵害したというには微妙で、本件について刑事手続きを進めるとあらゆる表現活動に対し重大な萎縮効果をもたらす、憲法で保障された表現の自由に抵触し著作権法の目的である文化の発展を阻害することとなりかねず、慎重に進めるべきである」とする声明文<sup>4</sup>を出すなどの大きな反響を呼んだ。しかし、当該事件が客観的に著作権侵害が疑われる事案であり、作品の出版過程などについての罪証隠滅が容易であることからすれば、大阪府警が搜索差押という強制捜査に及んだのも当然の経緯というべきであろう。ハイスコアガール事件は私的違法ダウンロードに関するものではないが、私的違法ダウンロードにおいてはハイスコアガール事件と同様に、考え方によってはそれ以上に搜索差押等の強制捜査が行われる可能性は高いという

べきである。

そして、私的違法ダウンロードにおける強制捜査の問題点は、PCやスマートフォンといった、個人のプライバシーに密接に関係する機器が搜索差押の対象になるということである。これは、個人のプライバシーに対する重大な侵害であると共に、政治犯、思想犯、組織的犯罪等、様々な犯罪捜査を目的とした別件搜索差押として悪用される危険性も極めて高いものである。私的違法ダウンロードが極めて容易であり、日常的にPCやスマートフォンを私用し、日常的に録音録画有償著作物を配信しているサイトへアクセスしていることが客観的に認められるものであれば、私的違法ダウンロードに該当する行為を行っていることについて、一定の疑いは容易に認められるのであり、少なくともかかる行為を行っているか否かを明らかにするという意味で、搜索差押の「犯罪の捜査をするについて必要がある」という要件を充足すると判断されてしまう可能性は否定できない。

(3) もちろん、上述のとおり私的違法ダウンロードは「その事実を知りながら行う場合」だけが違法とされ、処罰対象となるとされており、この点を捉えて、録音・録画する著作物が違法に配信されていることについて認識がない場合には処罰対象にはならないとの説明がなされていた<sup>5</sup>。後述するとおりこの説明は刑事法の実務を前提とするとやや正確でない点があるが、それはひとまず措き、この説明を前提としても、録音・録画する著作物が違法配信されているものであることを知らなかったとしても、客観的にそれが違法配信されているものである限り、また公式サイトを装うなど、外形的に適法に配信されているものと信頼してもやむを得ないような体裁のウェブサイトから録音・録画をしたといった例外的場合でない限り、違法配信されているものと知っていたことについての合理的疑いは認められるであろう。その意味で「犯罪があると思料するとき」や「必要と認めるとき」という捜査の要件は充足するであろうし、また、かかる者のPCやスマートフォンに対する搜索差押を行うことは「捜査のため必要」があると認められるであろう。

刑事手続においては、最終的に処罰されるかどうかもちろん重大であるが、国民生活に対する影響、萎縮的効果の重大さにおいて考慮すべき

なのは、搜索差押や逮捕に代表される強制捜査を可能とするものであるかどうかである。私的違法ダウンロードに関する著作権法の規定、特に罰則に関する規定は、この意味で極めて危険なものであったといえる。そして、今回の改正法案は、この点に対する十分な危機感もないままその適用範囲を拡張しようとするものであった点に問題があったというべきである。

私的違法ダウンロードは、新たな海賊版対策を設けるものではなく、既に存在する海賊版対策を拡張するという手法であるため、今回は見送られたものの、今後も再び議論の俎上に上がる可能性が高いが、その際にはこの制度が内在している以上の問題点を十分に認識する必要がある。

<sup>1</sup> [http://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodo\\_happyo/\\_icsFiles/afiedfile/2019/02/05/a1413423\\_02.pdf](http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodo_happyo/_icsFiles/afiedfile/2019/02/05/a1413423_02.pdf)

<sup>2</sup> 「『ダウンロード違法化の対象範囲の見直し』に関する緊急声明」([http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/\\_src/sc1464/20190219seimei.pdf](http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/_src/sc1464/20190219seimei.pdf))

<sup>3</sup> 主な反響として、高倉成男、中山信弘、金子敏哉「ダウンロード違法化の対象範囲の見直しについての意見」(2月25日)、日本知的財産協会「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」に対する意見」(2月26日)、一般社団法人コンテンツ海外流通促進帰庫(CODA)「ダウンロード違法化の対象範囲の見直しに関する意見として」(2月28日)、全国同人誌即売会連絡会『ダウンロード違法化の対象範囲見直し』について」(3月10日)、コンテンツ海外流通促進機構「著作権法改正法案の今国会提出の見送りについて」(3月13日)、日本学術会議有志「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」についての意見」(3月13日)などがある。

<sup>4</sup> 「『ハイスコアガール』事件について—著作権と刑事手続に関する声明—」(<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/20141222seimei.pdf>)

<sup>5</sup> 文化庁の「違法ダウンロードの刑罰化についてのQ&A」においても、「有償著作物等」であること及び「著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信」であることを知らない場合には、刑罰の対象とはなりません。」との説明がなされている。([http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/download\\_qa/pdf/dl\\_qa\\_ver2.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/download_qa/pdf/dl_qa_ver2.pdf))

## 知的財産研修会

## データとAIの契約実務

近時、AI関連のテクノロジーの発展は著しく、各種メディアで、ビッグデータ、AIとの語を聞かないことはないといっても過言ではありません。しかし、データやAIビジネスに関連する法的な議論は未だ十分に整理されておらず、契約の重要性が増す一方で、確立したプラクティスはありません。このような状況において、経済産業省は、平成30年6月に「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を公表しました。

今回の研修会では、同ガイドラインAI編の作成に携わった講師が、データ編とAI編の内容を解説すると共に、データやAIビジネスの契約実務で問題となりうる事項を分かり易く解説します。全体で350頁を超える同ガイドラインの内容を1日で把握するまたとない機会ですので、是非多数ご参加くださいますようご案内申し上げます。

## &lt;プログラム&gt;

## 第1部 データの契約実務

- 1 ガイドラインの概要(データ編)
- 2 総論
- 3 提供型/創出型
- 4 プラットフォーム型

## 3 AIの開発プロセス

- 4 AI開発と知的財産権(データ/プログラム/ノウハウ)
- 5 権利帰属・利用条件の設定
- 6 責任(開発段階/利用段階)
- 7 個別の検討ポイント

## 第2部 AIの契約実務

- 1 ガイドライン(AI編)の概要
- 2 基本的な概念の説明

## 第3部 質疑応答

## 日本弁理士会会員の皆様へ

(一財)経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。この研修を修了し、所定の申請をすると、5単位が認められる予定です。

日時:2019年6月14日(金) 10:00~16:10(開場 9:30)

場所:CONFERENCE BRANCH 銀座 E会議室

東京都中央区銀座3丁目7-3 銀座オーミビル 4階

(東京メトロ銀座線・日比谷線・丸ノ内線銀座駅下車 A12番出口より徒歩約3分)

講師:弁護士法人イノベンティア 弁護士・ニューヨーク州弁護士 松下 外 氏

お申込:一般財団法人 経済産業調査会 業務部

TEL:03-3535-4881 E-mail:seminar@chosakai.or.jp

参加料:各1名につき(資料代・消費税込)

特別会員 10,000円 普通会員・知財会員 15,000円

特許ニュース・ 18,000円 一般 23,000円  
経済産業公報ご購入者

主催:一般財団法人 経済産業調査会

〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 木挽館銀座ビル

最新のセミナー情報がご覧になれます

経済産業調査会 セミナー

検索

現代産業選書 知的財産実務シリーズ

# 増補版 知財英語通信文必携

(元)筒井国際特許事務所所長弁理士 筒井 知 (著)

## 実務者必携のロングセラー増補版が発刊!

英作文上達のtips(秘訣、ノウハウ)や豊富な例文集から構成される実践的手引書



A5判 410頁  
本体価格 4,000円 + 税  
ISBN978-4-8065-3040-4

英語を母国語としていない日本人、特に、この分野の未経験者や初心者にとって、知財英語通信文を作成することは易しいことではありません。また、日本には英語に関する極めて多くの書籍が発行されていますが、特殊な表現や語句が多く用されている知財分野に特化されたものは少なく、殆どの場合、役に立たないようです。

本書は、知財関連の業務に従事して知財英語通信文を作成しなければならない者にとって入門書となるとともに、直ちに実務に応用できる実用書としても役立つ内容となっております。第1章では、知財英語通信文上達のためのtips(秘訣、ノウハウ)や日本人が間違いやすいポイントに的を絞った文法の解説について記述しています。第2章では、知財英語通信文の具体例を代表的なケースに沿って挙げています。最後に、第3章では、各様の状況に分けて、知財英語通信文に使用されるのに有用な短文・語句の例を挙げています。

本増補版においては、文法事項の解説をさらに充実させ、例文集も大幅な追加等の加筆がなされております。英作文の初心者からベテランの方まで、幅広い方々の実務の座右の書となる内容です。

### 主要目次

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| 第1章 知財英語通信文上達のためのtips | 3. 辞書とインターネットを長ーいお友達に |
| 1. 英作文は英借文から          | 4. 所詮、ネイティブには敵わない     |
| 2. 高が文法、然れど文法         | 5. 名文ではなくても明文を        |
| (1)冠詞について             |                       |
| (2)動詞について             | 第2章 知財英語通信文の具体例       |
| (3)関係詞について            |                       |
| (4)その他                | 第3章 知財英語通信文に有用な短文例    |

●発行：一般財団法人 経済産業調査会

東京本部 〒104-0061 東京都中央区銀座 2-8-9 TEL03(3535)4882 FAX03(3535)4884  
近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町 1-7-4 TEL06(6941)8971 FAX06(6941)8992

オンラインによるご注文も承っております。

<http://books.chosakai.or.jp/books/index.html>

経済産業調査会 刊行物

検索